

緊急提言・万引犯罪防止への喫緊の対応策② 防犯画像の取扱いに関する見解及び提言

万防機構
全国万引犯罪防止機構
(万防機構)は1月20日開催の平成26年度臨時総会で、万引犯罪防止への喫緊の対応策として「高齢者万引対策に関する提言」「防犯画像の取扱いに関する見解及び提言」「集団窃盗等の情報取扱いに関する提言」の3つの提言を議決した。このうち、今回は「防犯画像の取扱いに関する見解及び提言」を紹介する。

1. 問題の背景と当機構が検討する理由
近年、高性能な防犯カメラが急速に普及し、公共機関をはじめ、各種店舗、集合住宅等の施設内外、駐車場、また、繁華街や街頭にも設置が進んでいる。また、そこで採録された画像が捜査に利用されているほか、犯罪や迷惑行為の防止の目的での活用が目立って広まっている。

2. 防犯画像の活用
ここでは、まず、個人のプライバシーに関する諸権利を守るための必要最小限の留意事項を列挙する。
(一) 防犯カメラに録画した画像を第三者に提供し、自店舗内での活用、同一会社の系列店舗間の活用、同一業種内他店舗での活用、近接エリア内店舗間の活用等が考えられるが、いずれの場合でも共通して留意すべき事項は下記のとおりである。
ア、現場での通報はその時点では犯人ではないことを、通報の正確性が100%正しいものではないことなどを踏まえ、通報対象者を犯人と決め付けない対応に終始すること。
イ、防犯画像利用は万引防止策の一つとしてとらえ、これのみを依存しようとするのではなく、他の対策を十分講じつつ、これを補完するものとして活用すること。
ウ、「防犯カメラ」の設置及び運用に関するガイドラインに関する規定(当機構が策定したもの。以下「防犯カメラ管理規定」という。)を定め、遵守して

3. このシステムを巡る主要な論点
(一) 個人情報保護法との関連
防犯画像を他店舗に提供することの可否については、個人情報保護法の諸規定に抵触するかどうか、行政当局の見解も徴し、本機構において熟考したが、特段これに抵触するものではないと判断した。
(二) 運用をめぐり課題
個人情報保護法に抵触しない場合でも、個人のプライバシーを損なうことがあり、相応の責任を負うことになるとともに、会社や店舗の信用を損ねることもないわけではないので、その運用には特段の注意が必要である。
ア、防犯画像活用システム

4. 防犯画像の活用に関する見解
防犯画像の活用は、上記のとおり、十分な検討と準備の上で積極的に行うべきであるが、それぞれの業界、店舗、地域等の状況に応じて適切なシステム設計を工夫することが肝要であると考える。当機構は、それを支援することとしていく。

5. 関係行政庁、団体等への提言と要望
(一) 小売業関係者
小売店の中には防犯カメラの運用規則を定めていない店舗もある。各地域の自治体から出されている「防犯カメラの設置と管理ガイドライン」や防犯カメラ管理規定を確認し、速やかに自社の運用規程を作成していただきたい。
また、各小売業団体において、防犯画像の活用をめぐり、十分な検討と準備の上で積極的に行うべきであるが、それぞれの業界、店舗、地域等の状況に応じて適切なシステム設計を工夫することが肝要であると考える。当機構は、それを支援することとしていく。

6. 結び
防犯画像の活用は、上記のとおり、十分な検討と準備の上で積極的に行うべきであるが、それぞれの業界、店舗、地域等の状況に応じて適切なシステム設計を工夫することが肝要であると考える。当機構は、それを支援することとしていく。

7. 今後の課題
防犯画像の活用は、上記のとおり、十分な検討と準備の上で積極的に行うべきであるが、それぞれの業界、店舗、地域等の状況に応じて適切なシステム設計を工夫することが肝要であると考える。当機構は、それを支援することとしていく。